農業用廃プラスチックの処理方法について

1　JAで処理する場合

申し込みしていない方は搬入できません。

農　家 → ①契約・搬入の申し込み → 協議会（JA、農事共栄組合、市役所）

農　家 → ②搬入 → JAごしょつがる、JAつがるにしきた（JA敷地内にて期間を設け回収します）

①契約・搬入申込受付期間	6月30日(月)～8月29日(金) ※土日祝日を除く。
②搬入処理受付日時・場所	9月 4日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた越水カントリーエレベーター 9月11日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月 9日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月23日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた語利育苗センター **※JA組合員・JA組合員以外の方ともに申し込み手続き完了後、いずれの場所にも搬入できます。申し込み時に搬入予定日を記入し、変更する場合は、搬入予定日の前日までに農林水産課へ必ずご連絡ください。**
必要書類	**申し込み時**　通帳、通帳届出印、㈱青南商事との契約書 **処理受付時**　運転免許証等本人確認書類、㈱青南商事との契約書
プラの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器等
処理料金	**処理単価約85円/kg** **処理料金の1/2を協議会が負担し、1/2を農家の方に負担していただきます。** **例）処理料金：1万円の場合（協議会負担分5千円　農家負担分5千円）** ※JA組合員の方は後日、口座引き落としとなります。JA組合員以外の方は、後日振り込みしていただきます。
注意事項	土、砂、木屑、紙屑、金属等は事前に取り除いてください。また、肥料袋、農薬容器等を処理する際は、洗浄（水洗いのみ可）が必要です。不十分な場合は、受け付けできません。事前に分別して搬入するようご協力をお願いします。

2　処理業者で処理する場合

業者により処理できる種類や料金等が異なりますので、事前に詳細を業者にご確認の上、搬入してください。

農　家 → ①処理業者へ直接搬入 → 産業廃棄物処理業者（産業廃棄物処理業許可業者のみ対象）

農　家 → ②搬入完了後、市役所へ補助金申請の手続き → 市役所

市補助金について（処理業者で処理する場合に限ります）

補助金額　つがる市内の業者：処理金額（税抜き）×1/4以内
西北地域管内の業者（つがる市内の業者を除く）：処理金額（税抜き）×1/3以内
西北地域管外の業者：処理金額（税抜き）×1/2以内

受付期間　**11月4日(火)～11月14日(金)** ※閉庁日を除く。
受け付けできる領収書は、4月1日から11月14日までの間に処理したものに限ります。

受付場所　市役所農林水産課

必要書類　処理数量がわかるマニフェスト、領収書、認め印、補助金を受ける方の通帳

※複数回処理する場合は、全て処理が終わり次第申請をお願いします。1度しか申請は受け付けません。
※JAおよび処理業者へ廃プラスチックを運搬する場合は、「産業廃棄物収集運搬車・搬入車氏名」を記載したものを車両の両側に貼り付けた上で運搬してください。詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】
市役所農林水産課　電話42-2111(内線414)　JAごしょつがる木造総合支店　電話42-9144
JAつがるにしきたつがる統括支店　電話46-2215、森田事業所　電話26-3018、
富萢事業所　電話56-3171
つがる市農事共栄組合事務局　電話42-3205

稲わら腐熟促進材を活用して ストップ!わら焼き

市では稲わら焼却防止および地力増進を目的に、農家が使用する稲わら腐熟促進材の購入費を補助します。

▼**補助対象**：市内水田に散布する稲わら腐熟促進材（稲わらの腐熟促進効果が認められるもの）

※補助対象になるか不明な場合は、購入する商品パンフレットなどを持参の上、ご相談ください。

▼**補助金額**：対象経費（税抜き価格）の１／２以内（千円未満の端数は除く）上限10万円

▼**必要書類**：見積書・水田耕作台帳（実施する圃場の地番と面積がわかるもの）・市税等の滞納がない証明書・通帳・認め印

▼**受付期間**：随時受け付けています。予算の上限に達した場合は締め切ります。

※補助金の交付決定前に購入したものは対象外です。

※申請の際に散布する場所を確認します。

【問い合わせ先】農林水産課　電話42-2111（内線413）

低濃度PCB廃棄物の調査および期限内の処分を!

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、かつて事業用の電気機器の絶縁油などに使用されてきた化学物質です。しかし、人体に有害であることが分かり、既に製造・輸入・使用が禁止されたものの、今でもPCBを含んだ機器が発見されています。

低濃度PCBとは、**濃度が0.5mg/kg超5,000mg/kg以下のPCBで汚染された絶縁油等**を指します。低濃度PCBを含んだ電気機器には、製造後30年以上（一部例外あり）経過した**変圧器**や**コンデンサー**等の高圧受電機器の他に、低圧受電する設備の分電盤内の**低圧コンデンサー**や**電気溶接機、X線検査装置、昇降機、モーター**などに付属または内蔵する低圧コンデンサーがあります。

また、**低濃度PCBが使用された古い低圧進相コンデンサー**が**配電盤や壁などに残されたままとなっている例**も多数確認されています。

低濃度PCBが使用された電気機器がないか事業所内などを確認し、発見された場合は、速やかに県への届け出を行うとともに、期限内に処分するようお願いします。

低濃度PCBの処分期限は、**令和9年（2027年）3月31日**です。なお、**期限を過ぎても処分しなかった場合、法律により処罰されることがあります。**

◆留意事項◆

1　高濃度PCB廃棄物については、処分期限を経過していますが、もし発見した場合は速やかに県にご連絡ください。

2　使用中の電気機器などに近づくと、感電するおそれがあり大変危険ですので、必ず専門の業者に依頼して確認してください。

3　低濃度PCB廃棄物の適正処理（分析費・処理費）を支援する助成金制度が令和7年4月1日から開始しています。

【問い合わせ先】県資源循環推進課　電話017-734-9584
県弘前環境管理事務所　電話0172-31-1900（直通）

※詳細は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

市税等の納付は納期内にお願いします

6月は
右記の納期限となっています。

「市・県民税1期」「住宅使用料」「公共下水道使用料」「農業集落排水施設使用料」の納期限です。

納期限および口座振替日は6月30日（月）です。

口座振替で納付している方は、口座残高の確認をお願いします。

【問い合わせ先】収納課　電話42-2111（内線229）